

建設経済環境委員会記録

日 時	令和6年12月16日（月） 午後 1時00分 ～ 午後 2時30分 午後 2時36分 ～ 午後 3時01分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎小松 幸子 ○岡田 智佳 上橋しほと 佐藤 浩 坂巻 重男 助川 忠弘 田口 康博 橋口 幸生 松本 寛道
委員外 出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（奥田舘夫） 環境部長（後藤義明） 環境政策課長（田口 史） 南部クリーンセンター所長（奥村和徳） 経済産業部長（込山浩良） 都市部長（坂齊 豊） 都市部理事（沢 吉行） 次長兼北柏駅周辺整備課長（大部浩史） 都市計画課長（樋口真一） 開発事業調整課長（増渕 潤） 公園緑地課長（浅野信幸） 土木部長（内田勝範） 次長兼道路総務課長（松本昌章） 道路保全課長（湯浅清民） 道路整備課長（田上秀典） 上下水道事業管理者（飯田晃一） 上下水道局理事（小川靖史） 下水道工務課長（松崎和弘） その他関係職員

午後 1 時開会

○委員長 それでは、ただいまから建設経済環境委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

では、本日は配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行います。

当委員会から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れののないよう御注意をお願いいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音、キーボードを入力する際の音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意をお願いいたします。

まず、議案第1区分、議案第10号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第11号、令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について、議案第12号、令和6年度柏市下水道事業会計補正予算について、議案第16号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許可します。

○田口 では、よろしくお願いいたします。それでは、議案第10号の一般会計補正予算についてですけれども、まず環境共生の柏市環境基本計画の策定について、次

期計画の策定支援となっていますけれども、この策定支援の具体的内容を教えてください。

○環境政策課長 支援の内容ですが、次期環境基本計画、第4期の計画になりますが、この計画の策定に当たる技術的な支援を業者のほうからいただく予定であります。以上です。

○田口 技術的支援の内容を教えてください。

○環境政策課長 今回計画の策定に当たって支援の内容ですが、まず現地調査した資料の分析であったり、あとは審議会、庁内検討会の資料作成に当たる助言、それとあと見やすさを少し重視していきたいと考えておりますので、そのレイアウト等に関する助言などをいただく予定となっております。以上です。

○田口 それでは、限度額800万円の根拠を教えてください。

○環境政策課長 予算説明の根拠ですが、今回の予算の計上に当たりまして近隣の中核市及び同規模の自治体における環境基本計画の策定に要した費用を調査しましたところ、平均額がおおむね800万円となったことから、この金額を設定しました。以上です。

○田口 それでは、資料として事前に頂きましたものに松戸市の予算が238万3,700円となっております。この違いを分かれば教えてください。

○環境政策課長 松戸市のほうに計画策定に当たってのの確認しましたところ、まずは競争入札により業者の選定を行ったと聞いております。ただ、この策定の作業に入ったところ、仕様書に示した以上の対応を得ることができなかったことから、担当者のほうに非常に大きな負担がかかったと伺っております。また、プロポーザル方式が望ましかったというようなお話もされておりました。なお、同様の予算規模の我孫子市にも確認したところ、同様の回答をいただいております。以上です。

○田口 では、できるだけあんまり高くない予算でしっかりしたものをつくっていただきたいと思います。それでは続けて、この予算書に書かれたということは、この環境基本計画について何らかの準備がなされていると思いますけれども、環境基本計画の提言を行うところはどこでしょうか。

○環境政策課長 今回の計画策定に当たりましては、環境審議会のほうに諮問する予定であります。以上です。

○田口 環境審議会は、本年度はいつ開かれましたでしょうか。

○環境政策課長 今年度の環境審議会、今のところまだ開催しておりません。予定としては、3月下旬頃開催を予定しております。以上です。

○田口 どうして開かれていないんでしょうか。もう12月、年度末ですが。

○環境政策課長 これまで環境審議会に付議するような案件がなかったから開催しておりませんでした。以上です。

○田口 委員は交代したのではないかと思います。会議の継続性の点からも開かれていないのに疑問を感じますが、いかがでしょうか。

○環境政策課長 委員おっしゃるように委員の任期、6月時点で満了となっており、今現在新たな委員を委嘱しているところですけども、繰り返しとなってしまいますが、会議を開催するに当たって付議する議案等がなかったことから開催をしていないところです。以上です。

○田口 こちらのほうに現行の計画期間が令和7年度末で終了すると、こういうふうに書いてあるんですね。第3期の評価ということをするのを考えると、もう当然始めておくべきことではないかと考えるんですが、どうでしょうか。

○環境政策課長 第3期、現行計画の基本目標に掲げております達成状況のほうを確認したところ、自然環境、生活環境、快適環境、そして地球環境、全ての分野においてこの計画に掲げております目標値おおむね達成していることから、特段早急に開催する必要はないかなと考えております。以上です。

○田口 目標達成ということですが、気候問題等は日本全体を含めてとても達成できているような状況ではないと思うんですが、どうでしょう。

○環境政策課長 委員おっしゃるとおり、この10年前に立てた計画と実態というのはかなり乖離しておりまして、気候変動に関しましては特に当初の目標から数値は大きく見直さざるを得ないかなと考えております。以上です。

○田口 令和6年度、柏市地球温暖化対策条例が改定になりましたけど、そのときもお話ししたんですけども、菅元首相が地球温暖化推進本部で46%削減を表明してからこの改定まで結構な時間、3年ぐらいかかっているんですね。そういった意味で、やはり念入りに準備してやっていかないといけないと思うんですが、環境政策課、かなりいろんなことやらないといけないと思っているんですが、人員、スタッフが少ないんじゃないでしょうか。

○環境政策課長 委員おっしゃるように、かなり本市を取り巻く環境分野の課題が多く山積しております。そういった課題に対応するための人員が確保できているかどうかはちょっと定かではありませんが、より一層各計画を推進していく上ではさらなる体制の拡充が必要ではあるかなとは考えております。以上です。

○田口 ありがとうございます。人員が足りないときは言っていただいて、どうか私たちも協力できるところはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは続けて、南部クリーンセンターですね。説明書では次のページになりますけれども、管理委託のことについてです。委託費がそこに書いてありますけれども、19億ほどから21億ほどに上がっております。この内訳として、これも資料頂いておりますけれども、固定費と変動費合計で21億のうち19億ほどということによりでしょうか。

○南部クリーンセンター所長 今回増えましたものの内訳をちょっとお話しさせていただきますと、総額で21億8,577万4,000円、その内訳としまして固定費のほうで17億6,875万6,000円、変動費のほうで2億1,831万円、これにそれぞれ消費税が加わるということになります。以上です。

○田口 19億に消費税を加えた金額がこの21億ということによろしいでしょうか。

○南部クリーンセンター所長 もともと、ごめんなさい、2段書きになっていまして、変更前というのが消費税込みで19億4,730万円、変更後の金額、こちらも消費税込みで21億8,577万4,000円になります。以上です。

○田口 すみません。繰り返して恐縮なんですけれども、固定費と変動費で19億8,706万6,000円ですか。これに消費税を加えると、先ほどの金額になるということによろしいでしょうか。

○南部クリーンセンター所長 もう一回繰り返しになります。2段書きの変更前の金額、こちら消費税込みの金額でなっております、消費税抜きの金額ですと17億7,027万3,000円、これに消費税加わりまして19億4,730万円になります。今回変更させていただく額につきまして、消費税抜で19億8,706万6,000円になります。消費税加わりまして21億8,577万4,000円になります。以上です。

○田口 より詳しく説明していただいてありがとうございます。よく分かりました。それでは、焼却場のほうもいろいろな大変なことがあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは続けまして、4つの項目にまたがるんですけれども、道路改良工事、南部クリーンセンター、それから地域排水、そして後で11月補正で下水道、公共下水道ということであるんですが、改めてということになりますけれども、工事発注の平準化ということが書いてございます。こちらについて、改めてで恐縮ですが、その目的と内容、そして効果について教えていただけますか。どちらからでも結構です。お願いします。

○道路保全課長 道路保全課分で申し上げますと、道路改良工事4本を今回の補正予算として、工事の発注の平準化を目的に債務負担行為を設定させていただいております。この4件は、舗装の劣化が激しく、早急な整備を必要としております。新年度予算で工事を発注した場合、入札の準備に時間を要することから工事の着手は順調に進んでも夏頃になってしまう、そのような予定です。さらに、状況によっては受注業者の繁忙期と重なり、入札が不調となるおそれもあります。したがって、債務負担行為を活用して、年度当初の4月から6月の閑散期に工事を施工することで年間を通じた工事量を安定させ、工事の円滑な施工を確保するものです。以上です。

○田口 ありがとうございます。市民の側からいきますと、道路の状態が悪くなる前に計画的に整備を行ってほしいという意味で平準化というものを期待いたしますので、どちらの部署もよろしく願いをいたします。

それでは続けまして、同じく吉野沢高野台線整備事業につきましてですけれども、こちら資料も頂きまして、どこを買うかというのも図で示していただいているんですけれども、現在取得率は大体何%でしょうか。

○道路整備課長 令和6年10月時点の数字になりますが、おおよそ36%の用地取得率となっております。以上です。

○田口 ありがとうございます。事業期間が平成30年から平成37年というから令和7年ですね、末までということになっておりますけれども、この後はどうなるでしょうか。

○道路整備課長 現在延伸を計画しておりまして、令和11年度まで延伸する予定となっております。その予定に関しまして今現在手続中でございます。以上です。

○田口 令和11年度末で完了しそうですね。

○道路整備課長 地権者様の意向もございますので、私どもとしましては完了を目指して事業のほう進めていきたいとは思っております。以上です。

○田口 どうもありがとうございました。いろいろ難しいこともあると思いますけれども、市民の生活のためよろしく願いをいたします。以上です。

○松本 一般会計の補正で環境基本計画についてなんですが、この金額を決めるときに、何が必要だから幾らかかるというような決め方をするのではないかなと思ったんですが、何か平均を取ったという話なんですが、必要性で判断したということはないのでしょうか。

○環境政策課長 金額の設定に当たりましては、先ほど田口委員にも御答弁させていただきましたとおり、近隣市の状況を確認したということと、あとは事業者からの見積り徴収によってその内訳などを勘案して、今回の金額を設定させていただきました。以上です。

○松本 そしたら、必要があるので、800万円ぐらい必要だから800万にしたということでしょうか。

○環境政策課長 事業者から徴収した見積りと併せて、見積りを徴収した金額を踏まえまして近隣市の状況を確認したところ、800万円が妥当だということで判断して予算を計上させていただいております。以上です。

○松本 平均800万円だから、それでいいだろうというのは非常におかしいと思いますので、やっぱりきちんと根拠があるということを説明いただければと思います。この環境問題については、今大変大きな問題になっていて、地球温暖化、もう地球沸騰化と言われておりますよね。だから、ここで環境基本計画本当に頑張りたいと思っているのですけれども、そう考えると逆にこの800万円では不足しているような気もいたします。本格的な見直しではないということなんでしょうか。

○環境政策課長 松本委員おっしゃるとおり、非常に年々地球環境を取り巻く問題大きく変わっております。私ども今回の計画10年間の計画となっておりますが、当然この計画、途中で見直しをしないということは考えておりません。5年を目安としまして計画の見直しは適宜図って行って、各計画に掲げる目的達成のために努めていきたいと考えております。以上です。

○松本 なかなか1市でどうするというのは難しい問題なので、どうしても他市に合わせたりとか、そうなりがちな計画なんですけれども、やっぱり主体性を持ってしっかり取り組まなければならない時期に来ているのではないかなと思っております。前の計画を単に数字直すような、その程度にとどめないでいただきたいと思っ

ているんですけど、大丈夫ですか。

○環境政策課長 今回の計画策定に当たりましては、現在柏市が抱える環境分野の課題を改めて抽出しまして、その課題に適応した計画となるように努めてまいります。以上です。

○松本 まだやはり全国的な状況をきちんと見定める必要があるという、そういった側面もあって、なかなか踏み込んで今議論するのは難しいと考えているかもしれないんですけど、そこも踏まえて柔軟に今後対応していく必要があると考えていますが、その辺の計画の柔軟性という点ではいかがでしょうか。

○環境政策課長 環境基本計画、今回の策定以前に生き物多様性プランであったりとか、あとは今年度でいうと地球温暖化対策計画が見直しをされております。こういった、既に先行して見直しされている計画などの内容を踏まえて、今回の環境基本計画がより柏市に沿った計画となること、また柔軟に見直しを図れるようなある程度の余裕を持った計画であることとしたいと考えております。以上です。

○松本 続きまして、北柏駅北口区画整理事業のこの変更内容についてお示しく下さい。

○次長兼北柏駅周辺整備課長 今回議案に出させていただいているのは、当初予算の繰越明許の設定と国道の6号線の電線共同溝撤去工事の債務負担から継続費への変更でございます。繰越明許につきましては工事2件ございまして、これは18街区造成工事と根戸花戸原線歩道築造工事ということの2件となっております。それぞれの工事につきまして、今回18街区工事につきましては工事のほうの契約時期がちょっとずれ込んだこともございまして、年度内の工事が完了する見込みが立たなくなったことから明許を設定させていただいた工事となります。もう一件の根戸花戸原線歩道築造工事につきましては、これはこの議案を出させていただくときに不調になってしまうと年度内工事が厳しいという状況で上げさせていただいたんですが、現在のところは契約ができておりますので、年度内の工事完了できるように進めてまいりたいと考えております。続きまして、国道の電線共同溝の工事なんですけれども、これはもともと債務負担で設定させていただいていたんですけれども、債務負担行為で2か年にまたぐ工事を設定していきますと年度末に契約する予定で工事を予定していたんですが、これがもし不調になってしまうと次年度の予算も流れてしまうということで、今回工事費の見直し、増額と併せまして継続費に組み替えさせていただいたものでございます。以上です。

○松本 継続費で6年がゼロ円になっているというこの内容についてもう少し詳しくお示しく下さい。

○次長兼北柏駅周辺整備課長 国道の工事は、私どもとしましては令和7年度末に交差点開放を目指してございまして、新年度、今年度までに契約行為をすることによって次年度工事発注とは違って着手を早くすることができて、工事の国道開放を早めに工事完了を見込むことができるように計画しているものでございます。これでございますので、今年度は契約行為まで進めさせていただいて、4月以降工事に

速やかに着手できるように現場のほうを考えているところでございます。以上です。

○松本 先ほど田口委員からもあったんですけども、工事の平準化ですとか、この北柏にゼロ円継続費とか、いろいろな手法を用いてできるだけ円満に、また速やかに進めていくという方法を取っているのは妥当なことかと感じております。交差点開放はかなり大きなことですので、時間はしっかり取って計画するのはよいと思いますけれども、ただ、まだやっぱり見通し立っていないような気もするんですが、あと1年でできるというような、そういった見通しなんでしょうか。

○次長兼北柏駅周辺整備課長 今私ども精査しているところなんですけれども、おおよそ11か月の工事期間を設定すればできるということになっておりますので、4月契約できれば来年の2月、ただ工期としましては、4月に商業施設がオープンしますんで、3月末の国道開放、やっぱり交差点造りましても警察のほうで信号設置だとかいろんな工事も入ってきまして、全体の開放するときはある程度合わせたほうがいいのかないところもございまして、その辺も踏まえて工期の設定を考えていきたいと考えております。以上です。

○松本 新たに交差点開設すると、急に事故が増えたりするので、その辺の事故対策はしっかりお願いいたします。すぐ隣にある押しボタン式の信号はどうするんですか。

○次長兼北柏駅周辺整備課長 現在信号機の新規設置につきまして既設の信号とかの取り扱いを含めて警察と協議をしているところなんですけれども、信号間距離が近いということが課題として挙げられています。ただ、既設で利用者がいることも踏まえて県警とは協議しておりまして、現在は今回の新規の信号機の設置と既設の信号機の撤去とか移設とか、そういうものは切り分けて考えていただけるということになっておりますんで、その辺は別途継続的に協議進めたいと考えております。以上です。

○松本 了解いたしました。

続いて、下水道のほうなんですけれども、この補正の内容についてお示してください。

○下水道工務課長 今回債務負担行為を上げさせていただいているんですが、測量委託と汚水管の工事がございまして、測量委託につきましては市内9か所ぐらいを来年度設計する場所を早めに測量をかけるという意味で上げさせていただいております。汚水管工事につきましては、大室の地区で管径200の管を90メートルぐらい汚水管を入れる工事がありまして、そちらのほうを上げさせていただいているところです。以上です。

○岡田 それでは、私からも少し質問させていただきます。まず、南部クリーンセンター周辺整備事業についてなんですけれども、こちら先ほどから話出ていますように工事発注の平準化を目的として債務負担行為を設定しているということなんですけど、こちらの進捗状況、計画どおりに進んでいるか、まずお聞かせください。

○道路整備課長 こちらの工区につきましては、用地交渉を完了しておりまして、これから工事の発注を予定しておる債務負担行為になりまして、こちらの工区に関

しましては予定どおり進んでいる状況ではございます。以上です。

○岡田 予定路線6本あると思うんですが、全て順調に進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○道路整備課長 予定している6路線全部ではないんですが、来年度予定している箇所につきまして3路線、3か所ですね、整備の計画どおり進んでいる状況ではございますが、ほかの3路線につきましてはまだ見通しが立っていない状況でございます。以上です。

○岡田 分かりました。引き続きよろしく願いいたします。

続いて、都市公園整備事業について少しお伺いをさせていただきます。公園整備事業というのは、やっぱり様々な地域でいろいろな要望が出されていると思います。通常の維持管理に加えて、最近では老朽化による改修とか新しい遊具、以前はなかったような新しい遊具、こういったのを設置してくださいといった要望もたくさんあると思います。その中で、今回国の交付金も活用しながらというところですけども、新しく土地を購入してということで、そのバランスみたいなところが非常に難しいのかなと思っています。ここら辺についての担当課の見解というか、この方針も含めてお話しいただければと思います。

○公園緑地課長 今御質問があったまず最初に今回の都市公園の整備事業の土地の取得なんですけれども、今回こちらのほうなんですけれども、昨年度一度買戻しを行いまして、残りの1,791平米、こちらのほうの買戻しを今年度補正を使って、うち1,414平米を買い戻すというような形で今回補正を上げさせていただきました。御質問のあった維持管理に関わる費用、あと土地をこちらのほうで買う費用ということはどういう形で考えているかというような御質問なんですけれども、まずこちらのほうの用地の取得なんですけれども、公園の整備も一緒なんですけれども、基本的には補助金を使って整備していくというような考え方でおります。ですんで、補助金が適用できる工事、または委託、こちらのほうをまずバランスよく組んでいきまして、最終的にはそれを使ってということ考えています。今のところ維持管理に関しては補助金というのはちょっと今つかないんで、そこら辺のところもまたバランスよく予算の中で古くなったところを優先的に振り分けていくというような形で考えております。以上でございます。

○岡田 ありがとうございます。先ほども申し上げたように様々な地域で様々な要望があると思いますので、ぜひそういった声も引き続きしっかりと精査しながら取り上げていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決をいたします。

まず、議案第10号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

举手全員であります。

よって、議案第10号、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第11号、令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の举手を求めます。

举手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第12号、令和6年度柏市下水道事業会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の举手を求めます。

举手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第16号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の举手を求めます。

举手全員であります。

よって、議案第16号、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第5号、柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○松本 道路占用条例なんですが、この中で商業地目と平均地目の違いについてお示してください。

○次長兼道路総務課長 まず、商業地区に関しましては、これは固定資産税評価額の算定における地区のことで、商業地区は主に駅前の商業エリア、柏の葉キャンパスであったり、柏駅であったり、その商業エリアのことを示すものです。次に、平均地目に関しましては、市内全域の宅地と市街化調整区域にある田畑、山林の総価

額を総面積で除したもので、平米当たりの価格を示したものです。以上です。

○松本　ほとんど平均地目ということで認識してよろしいでしょうか。

○次長兼道路総務課長　おっしゃるとおりです。以上です。

○松本　主な占有者として大手インフラ事業者が挙げられていますけれども、中小の事業者への影響はいかがでしょうか。

○次長兼道路総務課長　委員おっしゃるように、主に大口のインフラ事業者のほうが入収入の約90%を占めているものです。御質問の中小企業に関しましては、道路上の看板等が考えられるのかなと考えております。これは、約30%の上昇となりますけれども、看板1平米当たり約457円の増加となりますので、10平米の大きな看板で換算しますと4,570円の増加となります。ただ、それが企業経営に著しく反映するものとは考えてはいないところでございます。以上です。

○松本　大きな影響はないということで了解いたしました。

続いて、議案番号6号ですが、この条例の目的はどのようなものでしょうか。

○開発事業調整課長　この条例の目的は、主に民間の開発事業、開発行為ですとか建築行為が起きたときに、近隣の方との紛争を防止したり、解決するための条例でございまして。

○松本　今千代田町で葬斎場建設が問題となっていますが、これは条例の適用範囲内でしょうか。

○開発事業調整課長　そのとおりでございまして。

○松本　その手続はどのように行うのでしょうか。

○開発事業調整課長　手続につきましては、まず計画の段階で事業主から計画を柏市に届け出ていただきます。その後現地の方に看板を設置して、その後近隣の住民の方に計画の内容を御説明するような順番になります。その後その計画に対して近隣の住民の方から御要望をいただき、それに対して事業主は回答しますと、そのような順番になります。

○松本　計画公開板が出されて、そして住民の説明を行って、そこでもううまく調整できない場合に市があっせん、調停を行うという内容でしょうか。

○開発事業調整課長　そのとおりでございまして。

○田口　お願いします。では、議案第6号についてですけれども、こちら建築主が建築主事になるというのが法改正があって、指定確認検査機関が追加されたということですが、千葉県は業務区域としている指定確認検査機関は幾つありますでしょうか。

○開発事業調整課長　県内の計画通知をできる指定確認検査機関は40機関になります。以上でございまして。

○田口　民間の指定検査機関が追加されたとはいえ、市の建築主事の重要性は変わらないといえますか、重要であるというふうに認識しますが、建築主事の確保、それから要請についてどのようになっておりますでしょうか。

○開発事業調整課長　建築主事の確保及びその質の確保といえますか、そこにつき

ましては市でも重要と考えており、引き続き採用していくことと、あとは教育をしていくということに力を入れているところでございます。

○田口 大事な建物について市がしっかりと関与できる、そういう仕組みを維持していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上橋 私も議案第6号の開発の条例のことで質問させていただきます。松本委員の質問に重複になるかもしれませんが、まず事業者さんは計画届出を出したり、事業者がある程度、その会社のほうがプランとかを固めて、この期間、市役所であっても手続して、それから出されてってなるから、やっぱり住民が知るというのは、傾向としては計画が出されてからってなるように傾向にあるんでしょうかね。

○開発事業調整課長 条例の手続でもまずは計画を市に出していただいて、3日以内に看板を設置して、それから説明に入るというような流れで構成されているような状況でございます。

○上橋 分かりました。今回やはり千代田町のところでも、市内のほかでもあったかなと私は思っているんですけども、住民の方が急に知ってびっくりしたという事例もあるというふうにどうしても感じる場所もございまして、この後に話すことになるかもしれないんですけども、市は中立であるのは確かでしょうけれども、事業者も市民も両方が納得していけるようなところを業務としてはお願いしたいと思います。あと、今回議案説明あったと思うんですけど、今回条例変わったら民間の指定機関もその届出とかの審査をできるようになるんですけど、今まではそれは柏市がやっていたということによろしかったですね。

○開発事業調整課長 今回条例改正で対象となるのは、国や県や建築士のいる市町村などが建築主になるときだけであって、民間は今までも指定確認検査機関で確認を取ることはできていました。

○上橋 分かりました。すみません。私の勉強不足であったかもしれません。ありがとうございます。仮に例えば市が直接開発建築するときであっても、民間事業者の開発であっても、やはり住民がいきなりというところもあるのかなと思いますので、例えばその指定機関であっても行政と双方、たしか議案説明でもちゃんと連携を取ってやっているし、程度に差が出ないようにもちろんしていくとおっしゃられたと思いますので、やはり住民が納得、事業者も納得できるような業務を進めていただきたいということと、例えば法の穴をかいぐったりとか、あそこやったから大丈夫だというようであったりするとやはり腑に落ちない人も出てくるかと思うので、その点をももちろん注意されたいと思いますけれども、改めてお願いしたいと思う次第でございます。以上です。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決をいたします。

まず、議案第5号、柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第6号、柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たっては、委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものいたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願21号、事業者が建設する小規模葬儀場の計画の再検討の指導及び葬儀場の住居地域への建設制限の条例制定の要請について、主旨1から4を議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○橋口 主旨1についてなんですけれども、ちょっと確認なんですけれども、この請願内容は中止も含めた内容、請願となっているんですけれども、市として法を遵守するという立場から、市として指導というものはそもそもできるものなのかどうか、ちょっとお伺いします。

○開発事業調整課長 今委員より御指摘ありましたとおり、当該計画地は用途地域が第1種住居地域であり、葬儀場の建築が可能な地域として法的に認められていることから、建築の中止を指導することは困難と考えております。以上でございます。

○橋口 ありがとうございます。あと、主旨4なんですけれども、条例の制定となっているんですけれども、条例制定した場合、柏市全域になってくるわけなんですよ。そもそもこの第1種住居地域には葬儀場が現実には今あるわけで、そうなった場合、他の地域も含めて全域となるとどうなんでしょう。条例の制定そのものが現実的なのかなということについてなんですけれども、全域は現実的ではないと私は思うんですけれども、その点はどうなんでしょう。

○都市計画課長 一応第1種住居地域に上乗せで制限を付加をするということは、制度上は困難であるというような認識でこちらおります。一応1種住居地域全体に

制限をかけた場合に、市内全域になると影響が大きいですので、制度的にも困難ですし、与える影響についてもかなり大きなものになるというふうに考えております。以上です。

○上橋 お願いします。まず、主旨１、２にまたがるかなと思うんですけども、今回の事業者でも他社でもこういう建設とか開発行為を計画したり、施行しようとしていくときに、このようなハレーションって過去に起きたことあるのかとか、似たような事例を把握していますでしょうか。

○開発事業調整課長 過去にもといいますか、現在でも大小はありますけども、当然事業者側と近隣住民側で要望に応えられずもめることもあるのは事実でございます。以上でございます。

○上橋 分かりました。そのとき市としては、やはり基本的には中立で、事業者と市民の間を取るでよろしいですか。

○開発事業調整課長 おっしゃるとおり中立な立場でありますけども、なるべく事業者と近隣住民のすり合わせができるようにちょっとずつ譲歩していただいて、合意形成ができるように努力しているところでございます。

○上橋 分かりました。あと、例えば葬儀場以外でも、いわゆるガスとか音とか、そういうので迷惑施設ってなることあり得ると思うんですけども、そういうときでも同様の対応に、やっぱり立場でされていますか。

○開発事業調整課長 同様の対応をしているところでございます。以上です。

○上橋 分かりました。波風立てたくないという今回の事業者もおっしゃられているようですけど、やはりここでいきなりというところもあったので、意見は大丈夫ということなので、その請願の主旨とかでも、それとやはりすり合わせの努力はしていただきたいと思うところでございます。あと、請願者からの文章とかでも示されていたところなんですけども、例えば駐車場の指導要綱での500平米未満に5台以上とか等に対する見解、こちらもお聞かせ願えますか。

○開発事業調整課長 駐車場についてお答えいたします。駐車台数の関係ですが、柏市開発事業等設計等に関する指導要綱では、葬儀場の床面積の合計が500平方メートル未満に当たっては駐車場5台以上としております。これは、葬儀場周辺への路上駐車などを防止するために、設計時の配慮事項として一般的な基準を定めたものでございます。最近では、御家族、御親族等少人数が参列する葬儀等が増加しており、今回の葬儀場計画も床面積が123.77平米と小規模で、1日1組の家族葬を前提とした施設であること、また葬儀場を運営する上で利用者に対し、事前に駐車可能台数を伝え、調整するとしていることから、駐車場の台数は問題ないと判断しております。また、駐車スペースとしては3台ですが、縦列に駐車するなど駐車方法を工夫することで5台駐車することも可能と聞いております。以上でございます。

○上橋 分かりました。今御説明あったところも含めて、もともとの要綱とは沿っていないなくてもよしとした、特例的というか、別に特例とも思わずよしとしたのか、それも含めてお答え願えますか。

○開発事業調整課長 実際の運営に問題がないことからよしとしたというふうに判断しております。以上でございます。

○上橋 分かりました。じゃ次、主旨３のところになってくるかなって思いますが、引き続き質問させていただきます。例えば請願者からの提出文だったり、請願者が部屋に訪れたときにおっしゃられたことであるんですけども、葬儀場を建設しないと地区計画で定めているところもあると、そういうところも示されていて、今回の千代田町地区はそういう地区計画ではなっていないということなんですけども、例えばそうなったところというのは、いつとか、どのようにとかだったり、住民の考えとかも踏まえて市と住民で策定したというものなんですけど、あるじゃないですか、そういうふうに葬儀場を建設しないという地区計画になっているところ。過去になるんですけども、どうやって策定されてきたのかということをお教えいただけますか。

○都市計画課長 事例としましては、こちらで請願の中にも挙げていただいている加賀地区が葬儀場というところであれなんですけど、葬儀場自体の建設反対がありまして、地域の方が勉強会等でまちづくりについて協議をしていただいた中で地区計画の申出制度という制度を利用なさって、柏市に対して地区計画をつくりたいということで住民発意で進めていただいた内容です。その申出をいただいて、柏市の中でこれが都市計画決定として地区計画を定めることについて適切かという判断をしまして、定めるべきだというような整理で実際に地区計画の決定まで至ったというような内容になります。

○上橋 御説明ありがとうございます。それは、過去にそうやってなってきたということで、千代田町はこれまでなかった、そういう動きがなかったから、今のところそうならないということですのでよろしいですね。確認ですが、回答をお願いします。

○都市計画課長 おっしゃるとおりです。

○上橋 分かりました。これからそういう動きがあったときというのは、住民から出てきたら動くということですのでよろしいんですか。

○都市計画課長 おっしゃるとおり、住民の方から申出がありまして、基本的には地権者の合意等必要なものがありますが、条件が整っていれば同じような動きになると考えております。

○上橋 分かりました。ありがとうございます。あと、もう一つ請願者の文章からということで続けさせていただきます。この地にふさわしくないってあったり、文章でもありますけれども、関係していると認識していますんで、質問させていただきます。景観まちづくり条例というのもあったりしますが、これとの整合性とか乖離とか、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○都市計画課長 景観まちづくり条例に伴いまして、この辺りであれば住居系の地域ということで、内容によって届出が必要なものとなっております。こちらについては、基本的には住居系、工業系、商業系と、そういう町並みに応じて誘導するの

が目的ですので、その規制がどうというのは、地区計画で定めた規制がどうというのは大きくは影響しないと考えております。

○上橋 分かりました。ありがとうございます。では、主旨4のところでも聞かせていただきたいんですけども、第1種住居地域に葬儀場を制限したら、というのは条例ができたとしたら、やはりその葬儀場を建設したい事業者さんとかは第2種住居地域とかって、商業地域とかって、だんだん事業者の選択肢が狭まっていくというふうになっていく認識でしょうか。

○都市計画課長 もし第1種住居地域で建設が制限されたという場合には、それ以上の用途地域のところで建設をするという選択肢になりますので、選択肢としては事業者の立場で考えれば狭まるということになると思います。

○上橋 分かりました。ありがとうございます。今回の請願であったような条例というのは、近隣市とか、ほか日本全国でもそういうような事例って、私も調べ切れていないんで、あれなんですけど、市としては把握したりされていますか。

○都市計画課長 先ほどもちょっとお話ししたんですが、第1種住居地域において建築用途を追加で付加する、付加して制限をするということが制度上ちょっと困難と考えております。なので、周辺の自治体等で事例はこちらで確認できておりません。

○上橋 分かりました。ありがとうございます。あと、今回葬儀場の建設を制限するということで請願になっていますけども、これ一つ施行したとしたら、ほかのジャンルの一般的に迷惑施設って言われているものとかもどんどんやらなくなっていくてしまうと、やはり市としてはそういう考えに、収拾がつかなくなっていくとか、そういうふうなお考えに至ったりはしますでしょうかね。

○都市計画課長 地区計画制度というのが大きな都市計画の中で区域を定めて、そのエリア内できめ細かいまちづくりをしていくための規制誘導をしていこうという制度ですので、その区域に限って、地権者の合意等の中でそのエリア内のまちづくりとして整理していくということで考えておりますので、それが全域で地区計画を全てつくるというような想定はこちらではしておりません。

○上橋 全域で考えていないというところは分かりました。あまりパチンコとかいろいろ言うと請願とずれてしまうと思うので、やめて、さっきの回答で大丈夫です。

あと1つなんですけれども、市が民間事業者の活動を制限しちゃうように働きかけるとするのは、さっきの条例もですけども、条例の違反とか条例に合わないときという、市がそういうふうにあっせんだったり、規制をかける動きをするというのは、やはり違反に該当するときしか動けないという立場、認識でしょうかね。

○開発事業調整課長 あっせんとか調停といったものは、規制をかけるための制度ではなくて、話し合いを進めるための制度になりますので、その制度自体が規制を進めるものではないものになります。

○上橋 分かりました。要するに話し合いの場とかはするけれども、市がそういうふうに事業者さん、建設はやめてくださいと言うのは、やはり明らかな建築基準法違

反とか、そういうときでないとできないということになりますか。

○開発事業調整課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○上橋 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○田口 よろしくお願ひします。こちらの請願書、千代田町民の葬儀場建設反対の願ひから出されているものと理解しますが、今後柏市民全てが住みやすい柏市を継続、発展させていくため、柏市議会での歴史的な重要な判断となるのではないかという趣旨で質問させていただきます。先ほど松本委員の質疑で開発事業等計画公開板、それから柏市開発事業等計画公開等条例について質疑がありましたけれども、この柏市開発事業等計画公開条例の目的は、事業者と住民の紛争の予防と解決ということによろしいでしょうか。

○開発事業調整課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○田口 では、その事業者と住民の紛争の予防と解決とのことですが、現在紛争の状態にあると考えますか。

○開発事業調整課長 紛争の定義が難しいとは思いますが、現時点におきましては11月に第1回説明会をやり、年明けに第2回説明会をやると聞いていますので、紛争状態には至っていないというふうに感じているところでございます。以上です。

○田口 それでは、主旨1、ちょっと読み上げます。事業者が柏市千代田に建設する小規模葬儀場の計画を再検討するよう指導の要請をお願いします。主旨2、事業者に建設計画内容を適切丁寧に住民に説明するよう指導の要請をお願いしますとあります。ここに出てくる指導という言葉ですけれども、一般的な用法の指導はよく学校教育で使われることもあり、人によってその捉え方に個人差、幅がある言葉だと思います。しかし、ここでは柏市という行政に対応を依頼することですから、行政指導の意味と捉えられると思います。行政指導の言葉の意味を教えてください。

○開発事業調整課長 行政指導は、役所が特定の人や事業者などに対してある行為を行うように、もしくは行わないように具体的に求める行為のことを意味しております。以上でございます。

○田口 その項目には指導、勧告、助言などがあるでしょうか。

○開発事業調整課長 そのとおりでございます。

○田口 それでは、行政指導の3種、先ほどの3つを意味合いの弱い順に並べて教えてください。

○開発事業調整課長 弱い順ですと、助言、指導、勧告の順になると考えております。以上でございます。

○田口 それでは、この場合の行政指導とは、事業者と住民の紛争の予防、解決のために一般的に珍しくない頻度で行政で行われる業務であると捉えていいですか。

○開発事業調整課長 そのとおりでございます。

○田口 それでは、行政指導がうまくいかず、事業者と住民が紛争に至った場合、行政が行うことは何でしょうか。

○開発事業調整課長 行政の立場としては、あくまでも中立な立場に立って、法に

のっとり指導することが必要になると考えております。以上でございます。

○田口 それは、具体的にはあつせん調停のことと理解してよろしいでしょうか。

○開発事業調整課長 法律に従った範囲内であれば、あつせん調停等を進めることもできますが、法律に従っていない場合には難しいものと考えております。以上でございます。

○田口 法律に従っているものということを限定して考えてください。あつせん調停がうまくいかないときは、どのようなことが想定されますか。

○開発事業調整課長 あつせん調停は、基本的に民事の内容をサポートする制度ですので、最終的に話合いが平行線になったり、まとまらない場合には打ち切りになることが考えられます。以上でございます。

○田口 打ち切りになった後、どういうことが考えられますか。

○開発事業調整課長 打ち切りになった後は、最終的には民事ですので、民事裁判になることも考えられますが、まずは法律相談等で弁護士さん等に相談してみるのがよろしいかと考えております。以上でございます。

○田口 事業者と住民が紛争状態になり、裁判になるという状態を回避するために、柏市も行政として行政指導という指導で役割を果たすことができると考えますか。

○開発事業調整課長 そのとおりに考えて、そのとおりに今動いているところでございます。以上でございます。

○田口 それでは、主旨1について、計画を再検討するよう指導とあります。この計画を再検討について、住民はもちろん建設計画を中止と望んでいますが、計画を再検討には構造物の配置など設計計画、その他の再検討など、広い意味もあると捉えていますか。

○開発事業調整課長 建設の中止を含めた再検討というふうに表現されております。なので、中止のところを除けば再検討は配置の再検討を含めたことになるかと思えます。あくまでも中止を除いた上でということになります。以上でございます。

○田口 今言っていただいたこと、それらについて助言など行政指導することはできますか。

○開発事業調整課長 中止の部分については難しいものと考えております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。それでは、主旨2についての質問です。主旨2の建設内容を適切丁寧に住民に説明するよう指導とのことですが、これらは紛争の予防、解決のため事業者が当然行うべきことだとは思いますが、両者の立場の違いを理解した上で、事業者が住民により分かりやすい説明ができるよう柏市が事業主に助言などの行政指導を行うことができますか。

○開発事業調整課長 可能だと考えております。以上です。

○田口 ありがとうございます。それでは、主旨3に移ります。住民参加のまちづくりへの市のさらなる取組の要請をお願いしますとあります。この住民参加のまちづくりについて、これを図ることを目指した法令がありますか。

○都市計画課長 住民等によるまちづくりの取組としまして、都市計画で反映させる制度としまして都市計画提案制度と地区計画の申出制度というものがあります。こちらは先ほどもちょっとお話ししたんですが、地域、区域を設定してその区域内のエリアできめ細かいまちづくりをしていくための規制誘導というものになります。以上です。

○田口 それは、都市計画法の何条になりますか。

○都市計画課長 地区計画の申出制度が都市計画法16条第3項になります。都市計画の提案制度が都市計画法21条の2その他の条項となります。

○田口 都市計画法のこの条文を活用して都市計画の計画、または変更が提案され、葬儀場を建設することをできなくした区域が柏市内にありますか。

○都市計画課長 柏市内には、幾つかの地域が葬儀場の建設について制限されている区域がございます。

○田口 それは、先ほどもありましたけども、加賀地区を含むということでしょうか。

○都市計画課長 おっしゃるとおりです。

○田口 加賀地区とは増尾駅周辺のことでしょうか。

○都市計画課長 増尾駅の周辺の地区で地区計画が設定されている区域ということになります。

○田口 先ほど少し説明ありましたが、それがどのような経緯で都市計画の計画、または変更が提案されたか、先ほどとはもう少し詳しく経緯をお話ししていただけますか。

○都市計画課長 増尾駅前の土地に葬儀場の計画が出されまして、それに対して地域から建設反対の声が上がりまして、いわゆる地域紛争というようなことになりました。それに対しまして制限する手法等いろいろ検討され、こちらの市としても検討したんですが、基本的には計画が出された段階で、それを今から規制する法令というのはないというのが現状になります。地域の方と協議をした中で、地域発意でそういう規制をできないかと。将来のまちづくりを考えたときに規制をしたほうがいいというお話で、地域の方がまちづくりの協議会を組織しまして、その中で地域の方で話し合っていて、その後都市計画の制度について都市計画決定するに当たって必要な制度説明について柏市に説明が求められまして、その協議会に出席をして内容説明をしております。その後その趣旨にのっとりましてまちづくりの目標、誘導、規制の内容を整理しまして、地区計画の申出制度という制度にのっとりて申入れがされたという。その後は、先ほどお話ししました都市計画の決定の手続に沿って都市計画決定がされていったということになります。

○田口 地区計画の計画、または変更が決定されましたら、その後はどのような流れになりますか。

○都市計画課長 都市計画決定がされた後に建築規制等条例化されまして、そこで建築規制自体が実効性を持つということになります。以上です。

○田口 条例化ということです。そうすると、主旨３の住民参加のまちづくりが実現し、葬儀場の建設を制限する地区計画がなされると、条例化は必然的に達成される。つまり、主旨４読み上げます。第１種住居地域に葬儀場の建設を制限する条例の制定の要請をお願いしますとありますけれども、これは必然的に達成するわけですが、住民の側からすると必然的に行われる条例化の労力も含めて行政に力添えをお願いしたいという文脈に解釈できると思います。そういう意味では、主旨４は主旨３に矛盾しない、合理的であるということによろしいでしょうか。

○都市計画課長 解釈の仕方です。そうなる可能性もありますが、こちらの執行部のほうで請願の内容を解釈した範囲では、やはり第１種住居地域について市内全域で規制を求めているというほうに読めましたので、内容としてはちょっとその条例化等が難しいというのがこちらの今見解でございます。

○田口 解釈については、住民の利益になるように解釈すべきと考えますが、どうですか。

○都市計画課長 住民の利益になるように解釈という考えもありますが、法律にのっとって制度上できる、できないの話もありますので、今現在これは制度上規制することが困難というようなこちら認識でおりますので、実態としてこれを第１種住居地域全体で制限するというのは困難と考えております。

○田口 全体で規制でなければ、合理的に主旨３は主旨４に矛盾しないということによろしいですか。

○都市計画課長 区域を設定して制限するという内容であれば、地区計画の制度に合致しますので、おっしゃるとおりです。

○田口 そのような解釈でぜひお願いします。それでは、次です。加賀地区で条例化された結果について聞きます。住宅地区は第１種低層住居専用地域で葬儀場は建てられませんが、道路の両端の沿道地区と書いてあります、加賀地区のパンフレットには。ここは通常第１種住居地域の部分ですけれども、今回千代田町で葬儀場が建設計画されているような場所についてですが、加賀地区では葬儀場は建てられますか。

○都市計画課長 今おっしゃるのが沿道ということで考えれば、今回同じように沿道でエリアを区分していますので、その中で規制しているという意味では同様に規制できるというふうに考えます。

○田口 葬儀場は建てられないということによろしいでしょうか。

○都市計画課長 現在葬儀場の計画がないところで、改めてこれから計画を立てて建設するのはできなくなるというふうに理解しています。

○田口 同じく加賀地区で増尾駅周辺、駅前地区で葬儀場は新規に建てられますか。

○都市計画課長 駅前地区にて今制限をされておりますので、葬儀場を新たに建設することは制限がされます。以上です。

○田口 先ほどの答弁で主旨４は主旨３に矛盾しない、全域でなければということだったと思いますが、加賀地区以外で地区計画の変更がなされ、葬儀場が建

てられなくなった地域はほかにあるでしょうか。

○都市計画課長 ほかに葬儀場自体が制限された区域は幾つかございます。

○田口 それぞれ教えてください。

○都市計画課長 幾つか申し上げます。柏インター第1地区地区計画の住居系地区、北柏駅北口駅前地区の住宅地、加賀地区は今お話ししている沿道地区ですね。逆井駅東口地区の既存住宅地区、住商共存地区A、住商共存地区B、豊四季台地区計画のセンター地区、以上になります。

○田口 全部というのもあれですから、2つほど選んでおよその経緯を教えてください。

○都市計画課長 豊四季台地区計画につきましては、URの団地の再整備計画がありまして、その再整備計画の中で市にその後のまちづくりについて御相談がありまして、その相談協議の中で地区計画を設定して住環境の保全をしていこうという話の中で、葬儀場についてもセンター地区で制限していこうということになったものであります。もう一つ、逆井駅東口地区になりますが、こちらが逆井駅の東口の駅前広場の整備のときに区画整理を行った地区と駅の間を区域を再整備する際に設定した地区計画でございまして、これもその制限をするときに協議の中でそれを設定することが決まったという内容になります。以上です。

○田口 これまでの質疑を踏まえまして、主旨4の内容が市内全域でないということに限定をすれば、主旨1から4が都市計画法などの法令や条例の趣旨を反映する住民要望に基づく請願であるということの合理性を排除するものは何かあるでしょうか。

○都市計画課長 主旨4につきまして地区計画等エリアを限定してという前提があればおっしゃるとおりだと思います。以上です。

○田口 地区を限定すれば主旨1から4が全て合理的であるという答弁が得られたと思います。それでは、この葬儀場の問題について……

○委員長 田口委員、申し訳ない。今執行部がちょっとお答えしたいみたいです。

○開発事業調整課長 すみません。主旨1につきましては、先ほどの御答弁と重複する部分もございますが、計画の中止というところにつきましてはちょっと難しいものと考えております。以上でございます。

○田口 先ほど行政指導のことを述べましたので、そういった意味で間に立つと、助言をするという点においては可能ということによろしいでしょうか。

○開発事業調整課長 行政指導、法的拘束力はないということは存じ上げていますが、法律と反対のことを指導するというのは難しいものと考えております。以上でございます。

○田口 住民の生活向上のために頑張っていただけるということはよろしいですか。

○開発事業調整課長 その点は異論ございません。以上でございます。

○田口 それでは、最後になりますけれども、今回の葬儀場問題、私一般質問でも述べましたけれども、ウイングホール柏斎場の火葬待ちの問題も実は大きく関係して

おります。ですので、ここに建設関係の部署の方もおられますので、新しい葬儀場、公的な葬儀場、ここは葬儀もできるということですので、こういったところを増やしていただけるように用地選定なども頑張ってくださいと思います。以上です。

○佐藤 まず、地区計画は考えないでくださいよ。都市計画法上、第1種住居地域には公益上をやむを得ないものは追加で許可できるということになっておりますが、逆にこれは駄目だと、制限することはできるのでしょうか。

○都市計画課長 公益上やむを得ないものが追加で許可できるというのも例外の取扱いではあるんですが、逆に制限というお話では先ほどもちょっとお話ししたんですが、制度上今第1種住居地域について建築用途、これを追加で制限するというものを制度化することは困難であると考えております。以上です。

○佐藤 そこに地区計画が入ってくると話は別だということですね。

○都市計画課長 地区計画において区域を設定して、その中で制限するということは、結果として制限できるような条項はあるということになります。以上です。

○佐藤 これ上乗せ条例はつくれるんですか。

○都市計画課長 その上乗せ条例というのも付加条例になると思いますので、基本的には設定できないというふうに考えております。以上です。

○佐藤 ではまず、行政指導の求めについてお聞きしたいと思うんですが、この行政指導の求めを定める行政手続法36条の3の3項に必要な調査を行いという規定がありますが、今回はどのような調査をしたのですか。

○開発事業調整課長 処分等の申出がないため、現時点で行政手続法に基づく調査をしてはいませんが、届出のあった計画内容につきましては関係部署に情報を提供し、計画の内容に違反がないことや注意すべき事項などを確認し、必要な事項は事業者へ助言、指導しているところでございます。以上でございます。

○佐藤 同第1項には法令に違反する事実がある場合とありますが、今回のケースでは法令に違反する事実があるのですか。

○開発事業調整課長 計画段階ではありますが、現時点まで法令に違反する事実はございません。以上でございます。

○佐藤 法令とは違うのかもしれませんが、先ほど敷地内の駐車場についてありました。これは、行政指導要綱になると思うんですが、500平方メートル未満の場合には5台以上に適合していないんですが、これは努力義務なんですか。

○開発事業調整課長 これは要綱であり、法的拘束力はないんですが、一般的な基準として、一般的な葬儀場の設計時の配慮事項として定めたものになります。以上でございます。

○佐藤 配慮事項ということは、必ずしも適合していなくてもよいということ。

○開発事業調整課長 委員御指摘のとおりでございます。

○佐藤 先ほどちょっと述べました行政手続法の36条というのは、これは地方公共団体は適用除外であります。同46条では条例を定めることを努力義務としております。この条例は柏市では定められているのか、定められているとしたらどのよう

な形で定められているのか、教えてください。

○開発事業調整課長 柏市では、委員御指摘のとおり、柏市行政手続条例を制定しております。その中で、法律の36条の3、処分の求めにつきましては、条例の35条の2で同じく処分の求めを規定しているところがございます。以上でございます。

○佐藤 参考までに聞きたいんですが、地区計画へ小規模葬儀場建設、あるいはその葬儀場、何か規制するとしたら、その違いはあるんですか。

○都市計画課長 小規模葬儀場と葬儀場という区分けは、言葉の定義を定めなければちょっと区分けができないものと考えております。

○佐藤 地区計画を先ほど何点か、何か所か、2か所でしたか、こんな感じと教えていただいたんですが、それは例えば時間的にはどれぐらい時間かかるもんなんですか。

○都市計画課長 まず、都市計画提案や地区計画の申出により市に提案申出されてから、その後市の案として進めるということからは1年以内で、大まかには1年以内で大体都市計画決定まで時間を要します。その前の申出や都市計画提案がされるまでは、その地区ごとの話合いの結果によりますので、そこも含めるとどれぐらいというのはちょっと申し上げるのは難しいと思います。以上です。

○佐藤 この土地の所有者はこの事業者ですか。

○開発事業調整課長 事業者からは、計画地の土地を取得はしていないというふう聞いております。以上でございます。

○佐藤 小規模葬儀場というのは借地でも営業できるんですか。

○開発事業調整課長 借地でも問題はありません。以上でございます。

○佐藤 以上です。委員長、これ討論も含める、討論は別にやる……。

○委員長 意見だけです。意見です。

あともう一人だけなんで、そのまま続けたほうがよろしい、それとも（「2人」と呼ぶ者あり）2人ね。じゃ、松本委員……松本委員言わなかったっけ。やっていないっけ。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩入れたいって。どうしますか。じゃ、ちょっと休憩入れますかね、お二人いらっしゃるんで。（「委員長にお任せします」と呼ぶ者あり）じゃ、何かみんなお疲れなんで、10分だけ休憩入れます。

午後 2時30分休憩

○

午後 2時36分再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○松本 請願についてですが、主旨1で、先ほど橋口委員から質疑がございましたが、中止を指導することはできないのか、もう一度確認します。

○開発事業調整課長 法律で可能なことなので、中止を指導することは難しいと考えております。以上でございます。

○松本 そのとおりでございますね。中止を指導することはできないと。では、住

民としっかり話して、よりよい施設になるようにという再検討を指導することはできますか。

○開発事業調整課長 計画の内容等、可能なものは計画に反映するように現時点でも指導しているところでございます。

○松本 そのように計画を再検討するよう、引き続き指導をお願いしたいと思います。それで、葬斎場はかなりいろいろなところで問題になっていまして、しっかりと要綱で規制をしていくべきと考えますけれども、この要綱の改善についてはどのように取り組んでいるのでしょうか。

○開発事業調整課長 委員がおっしゃっているのは多分この条例のことかと思うんですが、条例や要綱等では法律で認められているものを規制するのは難しいものと考えております。ですので、先ほど都市計画のほうからもお話ありましたが、地区計画で規制するのが妥当かと考えております。以上でございます。

○松本 葬斎場建設は全国各地で問題になっており、あの手この手で行政も工夫しながら規制をしているところでございます。佐賀市では、佐賀市葬祭場の建築等に関する指導要綱というものを定めていまして、隣地の境界線から葬斎場の外壁まで距離を4メートル以上取る、4メートル取るということを要綱で定めています。そして、その間には高木を植えるようにということできちんと配慮をしています。このような形をまず定めていくことはできるのではないのでしょうか。

○開発事業調整課長 要綱ですとやはり法的拘束力がないので、最終的に法律のほうに優先しますので、指導としては難しいものと考えております。以上でございます。

○松本 最終的に要綱を無視しても建設できるという話はそうなんですけれども、しかしそれでもやはりきちんと要綱に定めていくことによって、多くの事業者は要綱に違反しません。なので、市の姿勢としてこのように要綱で定めていくことが有効だとは考えないのですか。

○開発事業調整課長 実効性の観点から問題があるかもしれませんが、方法論としてはあるかもしれないというところでございます。以上でございます。

○松本 法律上建設できてしまうというところと住宅地にそぐわないというところで、やはり全国各地で頑張ってぎりぎりのところを規制をかけているという状況です。そこはやはり柏市としてもしっかり学んで、できるところは踏み込んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○開発事業調整課長 全国の事例等を研究してみたいと思っています。以上でございます。

○松本 最近本当に小規模の葬斎場が多くなってきましたので、特に住宅地に建てられる場合にはこのように4メートルの緩衝区間を取るとか、高木を間に入れなきゃいけないとか、そういったことを盛り込むことによってかなり建設しづらい状況になり、結果的に良好な住環境が守られるということにつながるかと思いたいますので、今後とも研究のほうお願いいたします。

続いて、主旨の4なのですけれども、第1種住居地域で建築紛争が多いという認識はありますか。

○開発事業調整課長 用途地域を限定しての紛争というのは、ちょっと統計取っていないので、何とも言えないところでございます。以上でございます。

○松本 私の経験だと、やはり第1種住居地域でかなり問題が起きているなという印象ありますが、そんなようなことはないですか。

○開発事業調整課長 すみません。データを持っていないんですが、そこについては改めて確認してみたいと思っております。以上でございます。

○松本 データというそこまで細かい話じゃなくて、大体1種住居でこういうこと多いなという印象もないですかね。

○開発事業調整課長 用途地域が徐々に緩くなっていくところで、実質柏市の用途地域でいいますと、ごく小さなエリアを除けば第2種中高層等はございませんので、第1種住居地域になってぐっと緩くなるというのは事実だと思いますので、そういったことは可能性として十分考えられると思っております。以上でございます。

○松本 第1種住居地域というのはとても基本的な名前をしまして、多くの第1種住居地域で低層住宅が並んでいたりします。なので、誤解されがちなんですけれども、かなりいろんなものが建てられてしまう地域であるということで、そこは住宅を買う人も注意しなきゃいけないし、また市としてもやはり紛争起こり得るんじゃないかと、特に低層住居に接しているところでは危険なのではないかということは常に考えておくべきと考えますが、いかがですか。

○開発事業調整課長 委員おっしゃるとおりかと思っております。以上でございます。

○松本 ちょっと加えますと、都市計画道路でまだしばらくできる予定のないところに道路の分ということですのでごく規制の緩いところがあって、そことか今後危ないのではないかなと思っています。今のはちょっと別の話です。それから次に、規制をどうするかという方法論なんですが、景観計画による規制というのはできないのでしょうか。

○都市計画課長 景観計画の中で規制をする場合に、今回の話でいきますと景観重点地区というようなもので規制することが規制上は考えられると思いますが、基本的には誘導の強弱という、規制も指導の強弱ということになりまして、景観計画で定めたものが建築が不可能になるというようなものはないという認識です。以上です。

○松本 建築基準法との兼ね合いだという話だと思うんですけれども、何らか景観計画で網を張るということではできると考えますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 景観計画の中でエリアを絞ってですとか、今回のような通りとかをある程度設定をして、その中で地区設定等を考えて規制していくという、規制というか、誘導していくというのは、ある程度は可能ではないかなというふうに考えております。以上です。

○松本 都市計画法とか建築基準法よりも後にその景観という考え方が出てきて、それでかなりのものを規制できるということが全国的にもありますので、その辺も研究していただきたいと思います。それで、続いて開発事業等計画公開等条例なんですけど、今後あつせん、調停は行われるのでしょうか。

○開発事業調整課長 事業者、住民双方から申出があれば、あつせん、調停というふうに進んでいくようになります。以上でございます。

○松本 事業者が従わない場合にはどうするのでしょうか。

○開発事業調整課長 住民からあつせんをやりたいというお話があつて、事業者に対してはあつせんに応じるよう勧告いたします。ただし、勧告もあくまでも行政指導ですので、それに従わなかったときにはあつせんには進めないようなケースも可能性としてはございます。以上でございます。

○松本 建築基準法上適合しているから、それで建築してよいのだということだと争いが絶えないと思います。建築基準法に合致しているのは当然のことながら、やはり地域住民と調和して、話合いの中でつくっていくということは大切だと思います。建築基準法に合致しているから、もうそれでよいとするのではなく、きちんと調和を取るように市は進めていますか。

○開発事業調整課長 地元の意見もよく聞くようにということで事業者に対しては指導しているところでございます。以上でございます。

○松本 開発事業等計画公開等条例は、まさに合法だから何でも建てていいんだということではなく、きちんと周辺と調和するという理念の下にある条例という認識はありますか。

○開発事業調整課長 そのように感じております。以上でございます。

○松本 葬斎場に関しては近年すごく増えてきまして、市内でも飽和しているような感じは見受けられます。しかし、簡単に建設できるものですから、また増えていくような状況です。千代田町の周辺にも大きいところ、小さいところたくさんありますので、やはり近くの方が利用するとすればするのだろうと考えますが、地域住民このように反対されている中で一体営業はできるのでしょうか。

○開発事業調整課長 その辺につきましては、事業主の考え方もありますので、あくまでも中立な立場で、両者の意見が合意に至るように調整してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○松本 事業者からすると、そういった地元住民がどう考えているというのは、やはり手をつけてみなきゃ分からないという面があります。図面を見て、柏市の地図とか、競合他社の配置ですとか、地区計画等の状況を見て、この辺だと決めるのでしょうかけれども、やはり住民のことを市役所は把握しているわけですから、そこはあらかじめきちんと伝えることによって未然にトラブルを防ぐことができると考えますが、そのような取組はされていますか。

○開発事業調整課長 事業者に対しては、繰り返しになりますが、住民の声もよく聞くようにということで、また丁寧な説明をするようにということで指導している

ところでございます。

○松本 以上、質疑しましたけれども、主旨の1から4まで、できなくもないというか、頑張っってここに向けて取り組むということが今後必要だと思いますので、皆さんに御賛同いただきますようお願い申し上げて質疑を終了いたします。

○岡田 私からも幾つか質問させていただきます。まず、この請願なんですけれども、短期間の間で1,200名を超える反対の署名というのが集まっています、地元で。これについて担当課はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○開発事業調整課長 たくさんの方の反対の署名が集まっていることや説明会をやるたくさんの方がいらっしゃるということ、またほかにも窓口で意見をお伺いする機会もありますし、電話も頂戴しています。そういったことで、地元の方の皆さんのお気持ちは理解しているところでございます。以上でございます。

○岡田 主旨3なんですけれども、住民参加のまちづくりへの市のさらなる取組の要請をお願いいたしますということなんです、これまさに住民参加のまちづくりというのは、今柏市が目指しているものではないかと思うんですね。それから、今検討されている六次総合計画、これから単なるベッドタウンから脱却して、創造的で居心地がよくて、そして地域の特性が輝くまちというのを目指しているわけなんです、そういった今の目指しているものとの3というのも特に相入れないというか、同じようなことだと私は思うんですけれども、これについてはどう思いますか。

○都市計画課長 総合計画も、うちでいうと都市計画マスタープランも、まちづくりの計画、構想を練っていく上で住民参加というのは大切なものだとして理解しております。全てにおいて住民参加というのも難しいところで、取り入れる場所、意見をいただく場所をちゃんと決めて、そこを反映させるということも大切だと感じております。今回の市のさらなる取組の要請ということなんです、住民参加の今回のまちづくりでいきますと、今回都市計画の中では都市計画提案制度、地区計画の申出制度というのがもうございますので、それを活用していただくのがいいのかなとは考えております。以上です。

○岡田 ちょっと最後のほう聞き取りづらかったんですけれども、今地区計画を利用して下さいということでしたか、最後。

○都市計画課長 住民参加のまちづくりということで、都市計画の制度の中で住民参加が積極的に行える制度として地区計画の申出制度、あと都市計画の提案制度というものがありますので、そういう今ある制度を活用していただければよろしいかなと考えております。

○岡田 先ほどの答弁の中でも、やり取りの中でも千代田町の葬斎場の建設しないでほしいというか、この場所には造らないでということについては、地区計画を制定することによって今後その可能性なり、余地があるというふうには理解しております。よろしいですね、それで。

○都市計画課長 地区計画を設定して条例化した後に、その後制限がされていれば増えることは、建築は不可能になる、制限になるというふうな理解でよろしいかと

思います。

○岡田 ありがとうございます。葬儀場というのは大変地域に密着した建物であり、また一方で地域、住民の理解ですとか協力があってのものだと思うんですね。そこら辺については、部長、どのように考えられていますでしょうか。

○都市部理事（建築・都市開発担当） まちづくりに関しまして地域の住民さんの意見を反映させるということは、非常にまちづくりとして大事だと思います。一方でこのような形で市のほうで業者さんと地域の住民さんとの間に立っていろいろ行う場合には、市役所というのは許認可の大きな権限を持っていますので、その権限をもって業者さんを強く指導するということは、またやっではいけないことになってしまいますので、その辺をよく立場を考えて、できる範囲で指導していきたいというふうに考えております。

○岡田 ありがとうございます。何かたくさん答えていただいたんですが、やっぱり葬儀場ってすごく人生においても大変重要なものかなと思っています。どうやって送られていくのか、送っていくのか、人生の家族にとっても、本人にとっても大変重要なそういった最後の場面だと思います。ですから、やっぱり地域ですとか住民ですとか周りの人の協力というのがあって、こうした葬儀場が地域にあるべきかなと私は思っています。反対の理由のところも拝見させていただいたんですが、この請願にあるように多くの住民の精神的な平穏を侵害すると、この言葉に尽きるのかなと思っています。死を連想させて不安になったり、葬儀のたびに悲しい思いをしたりとか、出棺の場面に通勤とか通学のときにそういう場面に出会ったりとかというのは、本当に心理的な要素というか、理由が反対されている中には多いのかなと感じます。一方で線香の臭いとか駐車場の危険とか、物理的というんでしょうか、そういったものはお互いに話し合って解消していけばいいのかなと思っています。この請願者、1,200人を超える方たちの近隣の住民の思いというのをやっぱりしっかりと私は受け止めていきたいなと思っています。そして最後に、松本委員もおっしゃっていたと思うんですが、今後こういった事例というのはたくさん柏市でも起きてくるのではないかと想像します、予想します。こういったことに関して、やっぱりしっかりと行政でもこういったことが想定されるということで研究なり、そしてこういったときにはどうしたらいいかというのを考えていく、まずこれ大事なきっかけなのかなと思っています。そして、あまり賛成ではないという御意見の委員の方には、ぜひ請願賛同していただけるといいなと思っています。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

○委員長 これより順次採決いたします。

請願21号、主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決によります。

不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願21号、主旨2について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願21号、主旨3について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願21号、主旨4について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様、退席されて結構です。大変に御苦労さまでした。傍聴の方も退席となります。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の事務調査項目と決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、

議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 大変申し訳ございません。先ほどの請願の審査の件なのですが、採択した請願がありましたので、この際お諮りいたします。

採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

忘れておりまして、大変に申し訳ございませんでした。

○委員長 以上で本日の建設経済環境委員会を閉会いたします。

午後 3 時 1 分閉会